

小海町社会福祉協議会指定

訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業所運営規定

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人小海町社会福祉協議会介護保険事業所が行うが開設する社会福祉法人小海町社会福祉協議会（以下「事業所」という。）が行う、指定（介護予防・日常生活支援総合事業）訪問介護等事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のサービス提供責任者その他の従業者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護又は要支援の状態にある高齢者に対し、適切な指定（介護予防・日常生活支援総合事業）訪問介護を提供することを目的とする。

（事業の方針）

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活が営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行う。
- 2 事業にあたっては、関係市町村、他の居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努めるものとする。
 - 3 指定介護予防・日常生活支援総合事業においては、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
 - 4 指定介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供の開始に当たっては、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の実施状況をモニタリングし、モニタリング結果を、指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護支援事業者へ報告するものとする。
 - 5 指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護のサービス提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 社会福祉法人小海町社会福祉協議会
- （2）所在地 長野県南佐久郡小海町大字豊里805番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 本事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- （2）サービス提供責任者 2名以上

サービス提供責任者は、（介護予防）訪問介護計画を作成し、利用者又はその家族にその内容を説明するほか、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

（３）訪問介護員等 2.5 名以上

訪問介護員は、指定訪問介護等の提供に当たる。

（４）事務職員 1 名

事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日 月曜日～日曜日とする。

（２）営業時間 午前 8 時から午後 10 時までとする。

（指定居宅介護の内容及び利用料金等）

第6条 指定訪問介護等の内容は、次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、重要事項説明書に記載してある通りとする。

（１）身体介護に関する内容

- ① 食事の介護
- ② 排泄の介護
- ③ 衣類着脱の介護
- ④ 入浴の介護
- ⑤ 身体の清拭、洗髪
- ⑥ その他必要な身体の介護
- ⑦ 体位変換
- ⑧ 通院介護

（２）生活援助に関する内容

- ① 調理
- ② 衣類の洗濯、補修
- ③ 住居等の掃除、整理整頓
- ④ 生活必需品の買い物
- ⑤ その他必要な家事

（３）通院等乗降介助に関する内容

- ① 車両への乗車・降車介護
- ② 乗車・降車前の屋内外の移動等の介護
- ③ 通院先若しくは外出先での受診などの手続き

2 指定介護予防・日常生活支援総合事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、重要事項説明書に記載してある通りとする。

（４）介護予防・日常生活支援総合事業費（Ⅰ）・・・1 週に 1 回程度

（５）介護予防・日常生活支援総合事業費（Ⅱ）・・・1 週に 2 回程度

（６）介護予防・日常生活支援総合事業費（Ⅲ）・・・1 週に 2 回を超えた場合

3 次条に定める通常の事業の実施地域の範囲を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。なお、事業者の自動車を使用し

た場合の交通費は、1 kmあたり 30 円で積算した額を徴収する。この場合、通常の事業の実施地域にかかる部分については徴収しない。

- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、小海町の区域とする。

（緊急時における対応方法）

第8条 訪問介護員等は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（その他運営に関する重要事項）

第9条 本事業所は、訪問介護員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- （1）採用時研修 採用後3ヵ月以内
- （2）継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所は、全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 5 この規定で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人小海町社会福祉協議会と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（虐待防止のための措置）

第10条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （2）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （3）虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

附 則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成20年1月1日から施行する。

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年2月1日から施行する。

この規定は、令和元年12月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。